資料１

新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会資料

令和８年１０月２１日

新居浜市教育委員会事務局　学校施設課

委員会設置要綱　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

委員会委員名簿　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

開催スケジュール（予定）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

会議の公開・非公開に関する取扱い方針・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

○新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会設置要綱

（設置）

第１条　少子化の進展に伴う児童生徒数の減少を踏まえ、本市の今後における幼稚園、小学校及び中学校（次条においてこれらを「学校」という。）の適正規模並びに適正配置並びに学校運営の在り方について検討するため、新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　検討委員会は、新居浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、その結果を答申するものとする。

（１）学校の規模配置等に関する基本的な考え方

（２）学校の適正規模及び適正配置のための具体的方策

（３）学校の組織、運営等に関する基本的な考え方

（４）特色のある教育活動

（５）その他学校の在り方について必要と認める事項

（組織）

第３条　検討委員会は、委員２０人以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（１）小中高等学校関係者

（２）小中学校ＰＴＡ関係者

（３）就学前教育関係者

（４）自治会関係者

（５）学識経験者

（６）その他教育委員会が必要と認める者

３　検討委員会に、専門的な立場から助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

（任期）

第４条　委員の任期は、委嘱又は任命の日から第２条の所掌事務が終了したときまでとする。

（委員長及び副委員長）

第５条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

３　委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　委員長が必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（事務局）

第７条　検討委員会の庶務は、教育委員会事務局学校再編担当課において処理する。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年８月２０日から施行する。

新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会委員名簿

委員

	区　　分	氏 名	役職・団体等
1	小中高等学校関係者	畑野　一恵	市小学校校長会
2		古見　総一郎	市中学校校長会
3		石山　　貢	市内県立学校校長会
4	小中学校ＰＴＡ関係者	池上　尚応	市ＰＴＡ連合会
5	就学前教育関係者	石川　真悟	市公私立幼稚園協議会
6		合田　史宣	市保育協議会
7	自治会関係者	日野　幸彦	市連合自治会
8	学識経験者	露口　健司	愛媛大学大学院教授
9		本田　郁代	教育関係者（元教育委員）
１０		近藤　智佳	教育関係者（元教育委員）
１１	教育委員会が必要と認める者	岡野　弥生	市公民館連絡協議会
１２		森　　直子	市民生児童委員協議会（主任児童委員）
１３		妹尾　次郎	新居浜商工会議所
１４		妹尾　元靖	（公社）新居浜青年会議所

委員会開催スケジュール（予定）

第１回 令和８年１０月２１日（水） １０時～ 合同庁舎５階 会議室１	１　委員会の運営方法について ２　これまでの取組及び市内小中学校の現況について ３　見直しのポイント・スケジュールについて
第２回 令和８年１１月１７日（火） １６時～ 合同庁舎５階 会議室１	１　見直し案について ・適正規模・適正配置等に関する基準の見直し ・具体的方策・手法の見直し
第３回 令和９年２月８日（月） １５時～ 合同庁舎５階 会議室１	１　見直し案について ・時間軸（タイムスケジュール）の見直し ・各地区の学校配置の将来像の見直し ・その他学校の在り方について必要なことについて
第４回 令和９年５月１９日（水） １５時～ 合同庁舎５階　会議室１	１　答申（案）について
第５回 令和９年６月３０日（水） １５時～ 合同庁舎５階 会議室１	１　答申の決定について

新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会「会議の公開・非公開」方針（案）

本方針は、新居浜市今後の学校の在り方に関する検討委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第８条の規定に基づき、検討委員会の会議の公開及び非公開、並びに報道機関の取材活動に関する基本的な取扱いを定め、委員会の公正かつ円滑な意思決定及び透明性の確保を両立させることを目的とする。

１　基本原則（公開の原則）

検討委員会は、市民の多様な意見や専門的な知見を反映した透明なプロセスを確保するため、会議は原則として公開（一般傍聴及び報道機関への開放）するものとする。ただし、取扱う議題や資料のデリケートな性格を考慮し、以下に掲げる基準に該当する場合は、委員会に諮った上で非公開とすることができる。

２　非公開とすることができる例外基準

次の場合は、委員長が会議に諮り、その決議により会議の全部又は一部を非公開とすることができる（新居浜市情報公開条例　第７条第５号)。

市の機関及び国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人(以下「国等」という。)の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

３　報道機関の取材（カメラ撮影等）に関するルール

検討委員会は、報道機関の公正な取材活動に十分配慮するものとする。ただし、限られた審議時間内での円滑な運営と、デリケートな初期合意形成段階での中立性を担保するため、以下のルールを適用する。

・冒頭取材（頭撮り）の実施：会議開始から「委員の紹介、委員長・副委員長の選出、及び教育長からの諮問」の段階までは、テレビカメラ及びスチールカメラによる撮影、録音を含めた取材活動を全面的に公開する。

・審議中の取材の制限：諮問終了後の具体的な現況説明（超小規模校等の現状、老朽化データ等）及び実質的な審議（議論）フェーズに移行するに当たっては、自由で率直な意見交換を保障するため、報道機関は退出とする。具体的な取扱いは、委員長選出後に諮り決定する。

４　一般傍聴の取扱い

会議を公開する部分については、市民の傍聴を認める。ただし、会場の収容人数（消防防災合同庁舎５階　会議室１）及び秩序維持の観点から、あらかじめ傍聴定員（先着５名）を定め、会議の静穏かつ円滑な進行を妨げる行為がある場合は、委員長が退室を命じる等必要な秩序維持措置を講じる。